

札幌地本第135号
令和8年2月13日

千歳市長 殿

自衛隊札幌地方協力本部長
(公 印 省 略)

自衛官の募集のために必要な募集対象者情報の提出について
(依頼)

自衛官の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして、毎年優秀な隊員を採用しているところであります。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれましては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、毎年度各都道府県知事及び市町村長宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（防人育第1809号。令和8年1月27日及び防人育第1810号。令和8年1月27日）を防衛大臣から発出しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおおり、自衛官のために必要な募集対象者情報（募集対象者の氏名、出生年月日、男女の別及び住所の情報を用いる。以下同じ。）に関する資料の提出について、下記のとおり御依頼いたしますので、宜しくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

自衛官の募集対象者である出生の年月日が平成16年4月2日から平成17年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）及び平成20年4月2日から平成21年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）に係る募集対象者情報に関する資料の紙媒体又は電子媒体での提出

2 利用目的

自衛官に関する募集事務に利用するため。

3 募集対象者情報の取扱い

自衛官に関する募集対象者情報の取扱いについては、以下のとおり厳正に管理することとされており、今回、紙媒体又は電子媒体で提出していただいた募集対象者情報においても同様に管理することとなります。

なお、提出していただいた紙媒体も保存期間は1年未満であり、保存期間経過後は破棄することとなりますが、貴職におかれまして、ご要望があれば返却いたしますのでお申し出下さい。

- (1) 募集対象者情報は、関係法令に基づき、適切に管理するとともに、個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
- (2) 募集対象者情報は、利用目的以外には使用しない。
- (3) 募集対象者情報は、第三者への提供は行わない。
- (4) 募集対象者情報の保存期間は、1年未満とする。

今後とも自衛官の募集事務の円滑かつ適正な実施について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。